

日本国憲法は個別的自衛権を認めているか。

(文中の URL はクリックしてください。)

(2) **条文の理念読み解こう** (<http://c1.cocolog-nifty.com/blog/files/10.pdf>) ご参照。

(1) 内閣の権限を定めている第 73 条は、他国の主権を制圧する行為、つまり軍事権の行使は認めていないが、行政権・外交権の行使は認めている。従って、**国内の平和・安全維持を目的とする必要最低限の個別的自衛権の行使は、他国の主権を制圧する軍事権の行使ではなく警察活動の延長で行政権の行使だとすれば、憲法は認めていることになる。**

なお、他国の主権を制圧する軍事権の行使を憲法は認めてないので、それを行使するとの集団的自衛権は明確に違憲。